

産業データ共有・利活用プラットフォーム事業  
データ利活用モデルの有用性検証に係る実証実験  
参加者募集要項

令和4(2022)年6月6日

栃木県産業労働観光部産業政策課

## 1 背景

全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、地域の課題解決と経済発展を両立する”Society5.0 社会”の実現に向けて、「データの連携・活用」は我が国の戦略・方向性の核と位置付けられています。

本県産業界においても各企業や自治体が保有するデータを活用し、現状の可視化や分析、マーケティングの見直し等を行うことにより、本県企業の生産性向上、革新的な製品・サービスの創出並びに、新たな付加価値創出による地域課題解決実現が可能になり、地域全体の経済活性化や、本県産業の競争力向上を期待することができます。

このデータ利活用の分野は、企業単体で完結するデータの利活用やマーケティングが進みつつある一方、ビッグデータやオープンデータ並びにそれぞれの企業の保有データの相互共有・活用まで踏み込んだ活用モデルは、民間での自走には至っておらず、活用モデルを検証し、有用性を明らかにしていくことが必要な段階です。

## 2 事業内容

本事業では、上記背景を踏まえ「企業保有のデータ」、「オープンデータ」、「人流データ」、「SNS等のビッグデータ」等の多様なデータを集積し、相互共有・分析の上データ利活用の有効性を検証すると共に、データ利活用における運用ノウハウの蓄積、課題抽出、施策展開、効果検証等を行うことを目的として、実証を行います（図1参照）。

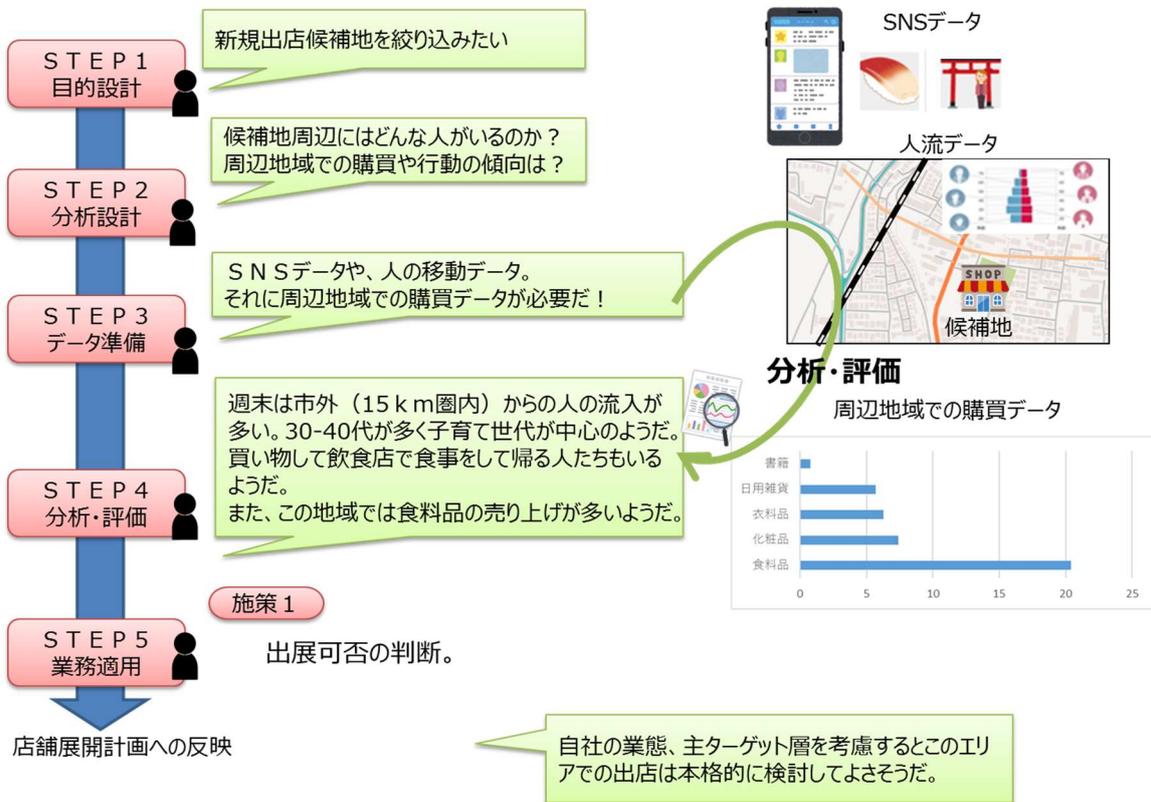
【図1：実証イメージ】



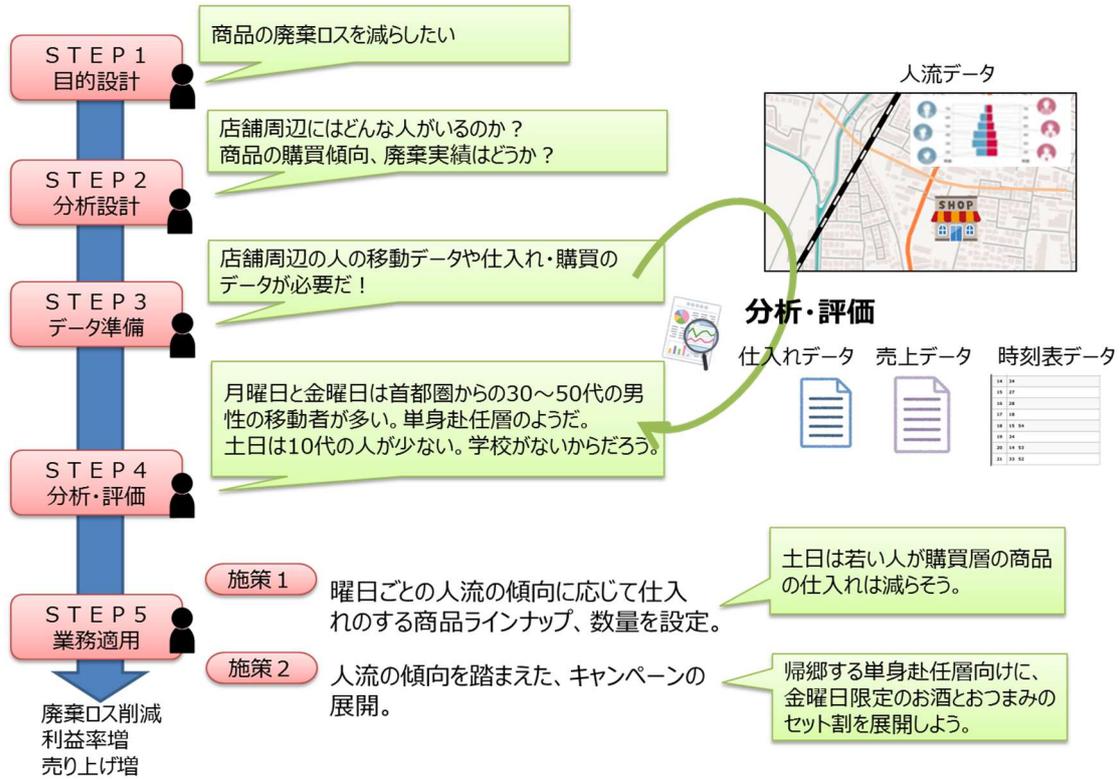
想定するデータ共有・利活用の具体的なモデルの一例

- 商品ラインナップ策定モデル  
人流データや商品の販売データ等を基に、時期や曜日等を考慮した商品ラインナップの計画を策定。
- 出店計画策定モデル  
人流データや販売データ、SNSデータ等を基に購買や行動の傾向を踏まえた出店計画を策定（図2参照）
- 商品ロス削減モデル  
人流データや交通機関の運行表、販売データ、仕入れデータ等を基に時期や曜日ごとの購買傾向を踏まえ、できる限り商品ロスが発生しない仕入れや販売計画を策定（図3参照）。
- 人員配置計画モデル  
過去の気象データや人流データ、販売データ等を基に時期や曜日ごとの最適な人員配置や採用計画を策定。
- 商品開発・キャンペーンモデル  
過去の気象データや人流データ、SNSデータ等を基に購買や行動の傾向を踏まえ、新たな商品開発や、特定の行動グループに向けたキャンペーン等の計画を策定。
- 製造・販売計画最適化モデル  
過去の気象データや人流データ、販売・製造データを基に、製造や販売の最適な計画を策定（図4参照）。

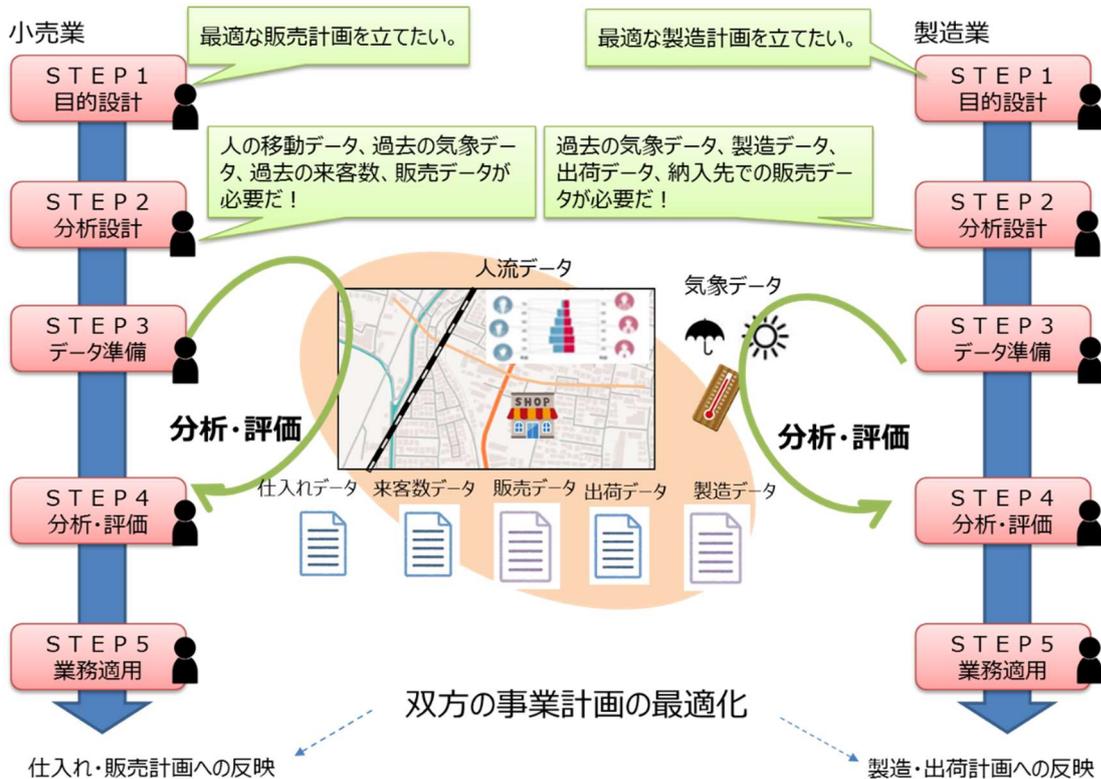
【図2：出店計画策定モデル】



【図3：商品ロス削減モデル】



【図4：製造・販売計画最適化モデル】



### 3 事業の流れ

① 応募	応募方法を御確認の上、「実証参加申請書」を記入し、期日までに御提出ください。
② 審査	応募時に提出された「実証参加申請書」及び運営委託事業者からのヒアリング結果に基づき、審査を行います。
③ 審査結果通知	各応募者に、審査結果を通知します。
④ 実証実験の実施	実証参加企業には、実証参加申請書にて提出いただいた「データを共有・利活用することで解決したい課題（特に他の県内企業に対しても参考となる汎用的な課題）」を基に、必要なデータの準備や成型の実施方法、分析の進め方等の調整を行います。 準備の整ったプロジェクトから実証実験を進めていきます。
⑤ 成果報告会	実証実験終了後、成果報告会を実施します。 ※実証を基に報告会実施後も継続して実施する施策等については、実証終了後も引き続き取り組みや成果を確認させていただきます。

### 4 全体スケジュール（予定）

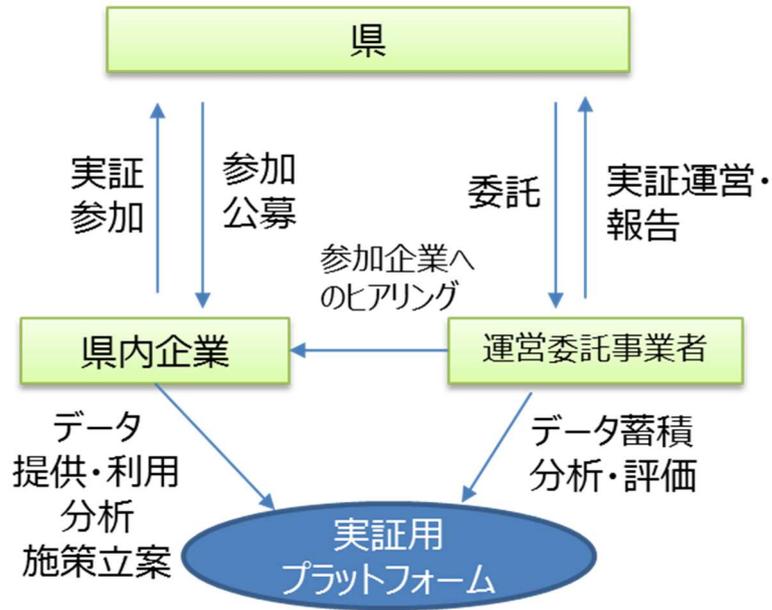
時期	実施内容
令和4（2022）年6月6日（月）～ 令和4（2022）年6月20日（月）	参加企業募集期間
令和4（2022）年7月～ 令和4（2022）年8月	実証実験準備・事前調整
令和4（2022）年8月～ 令和5（2023）年2月	実証実験実施・報告書作成
令和5（2023）年3月	報告会の実施

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、プログラムの内容やスケジュールに一部変更が生じる場合がございます。

### 5 実証実験に係る体制と役割分担

(ア) 実証実験に係る体制と役割分担は以下の通りです

【実証実験実施体制】



【役割】

プレイヤー	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 実証参加企業の募集</li> <li>➢ 事業全体の進捗管理</li> <li>➢ データ利活用の有用性の啓発</li> </ul>
運営委託事業者（NTT東日本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 実証実験の運営</li> <li>➢ 人流データ・SNSデータなどの調達</li> <li>➢ 参加企業への課題ヒアリング</li> <li>➢ プラットフォーム（データ蓄積環境）の運営</li> <li>➢ データの成型（標準化等）</li> <li>➢ データ分析</li> <li>➢ データ利活用の効果測定</li> </ul>
実証参加企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ データを共有・利活用することで解決したい課題提示</li> <li>➢ データ提供・活用</li> <li>➢ データ分析</li> <li>➢ 分析結果を基にした施策立案</li> <li>➢ 立案した施策の効果測定</li> </ul>

## 6 実証実験参加者募集の手続き

### (ア)応募資格

応募者は次に掲げるすべての事項を満たす企業であることとします。

- ① 県内に本社、又は事業所を置く、又は栃木県内での事業展開を行おうとしている企業であること。
- ② 本事業の目的を理解し、積極的なデータの利活用を志向する企業であること。
- ③ 実証実施のために、企業の保有するデータを提供する意思があること。  
※提供頂くデータは、個人情報等を削除し匿名化処理を施したデータ等を想定しています。  
また、必要に応じ相互の実証プロジェクトで利用することを想定しています。
- ④ 取得したデータの分析結果を基に施策立案・展開・検証を検討する意思があること。
- ⑤ 実証中の定例会や成果報告会等参加必須のプログラムに参加可能であること。
- ⑥ 受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑧ 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。

### (イ)募集スケジュール

- |                    |                                 |
|--------------------|---------------------------------|
| ① 実証実施要綱等の公表       | 令和4(2022)年6月6日(月)               |
| ② 実施内容等に関する質問受付期限  | 令和4(2022)年6月14日(火) 17時必着        |
| ③ 質問に対する回答         | 令和4(2022)年6月16日(木)              |
| ④ 実証参加申請書の提出期限     | 令和4(2022)年6月20日(月) 17時必着        |
| ⑤ 申請書に基づいたヒアリング(※) | 申請受付次第随時～6月24日(金)(予定)           |
| ⑥ 審査               | 令和4(2022)年6月27日(月)～6月29日(水)(予定) |
| ⑦ 審査結果の通知          | 令和4(2022)年6月30日(木)(予定)          |

※申請書を受領し次第、申請内容のヒアリングについて運営委託事業者（NTT東日本）より実施させていただきます。

### (ウ)実証実験内容等に関する質問

実証実験に参加するに当たって質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）を産業政策課宛てに電子メールにより提出してください。

### (エ)質問に対する回答

質問及び回答事項を取りまとめの上、ホームページ上で公開します。

### (オ)実証参加申請書の提出

本実証実験への参加を希望する者は、実証参加申請書（別記様式2）を作成し、メール、持参又は郵送（郵送の場合は、電話にて到着確認を行ってください。）により提出してください。

(カ) 担当部署及び書類提出先等

書類の提出先、受付期間は次のとおりとします。

所属：栃木県産業労働観光部産業政策課 次世代産業創造室（担当：荒川・狩野）

住所：〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

電話：028-623-3203／FAX：028-623-3167

E-mail：sangyoshinko@pref.tochigi.lg.jp

受付時間：土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

(キ) 審査

実証の参加及び参加カテゴリーの分類については以下の視点に基づき総合的に審査します。

① 実証での有効性

A) 提出された課題はデータ利活用・分析によるアプローチが有効と認められる課題か。

B) 多様なデータを利活用する課題か。

② 社会的貢献度

A) 提出された課題が他の企業の課題解決にも繋がりうる汎用的な課題か。

③ 実現性

A) 実証実施の際に必要なと想定されるデータは収集可能なデータか。

B) 実証スケジュールに沿って実施が可能な課題か。

C) データの活用により課題解決や新たな施策の検討を行おうという熱意があるか。

(ク) 結果の通知

審査結果は、実証参加申請書に記載されている応募者宛てに電子メールにて通知します。

なお、審査内容・審査結果に係る質問や異議は、一切受け付けません。

## 7 留意事項

(ア) 以下に該当する場合、審査対象外とさせていただきますので御了承ください。

① 応募内容に不備がある場合

② 応募者が、応募に際し虚偽の情報を記載した場合

(イ) 審査経過・審査結果に関するお問い合わせには応じられません。

(ウ) 本実証実験への参加が不適切であると県が判断した場合には、途中で辞退いただく場合がありますのでご注意ください。

(エ) 実証への参加は無料ですが、参加に当たり発生した費用については参加者の負担とします。

(オ) 本事業では広報や啓発を目的とした、実証風景及び成果報告の撮影を実施いたしますので御了承ください。

(カ) 本実証実験への応募及び参加に際し使用する言語は日本語に限ります。

(キ) 提出書類は一切返却を行いません。また、提出書類は県の保存期間終了後適切に廃棄処分します。